

平成23年度地方財政計画のポイント

総務省自治財政局
平成23年1月

地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

地方交付税の増額確保

- 地域主権改革に沿った財源の充実を図るため、地方交付税総額を0.5兆円増額(総額17.4兆円)

一般財源総額の確保

- 地方交付税 17.4兆円(前年度比 +0.5兆円)

- ・ 法定率分等 11.0兆円
- ・ 国の一般会計加算等(既定ルールによる補填) 5.1兆円
- ・ 別枠加算 1.3兆円
- ※ 地方の財源不足の状況等を踏まえた別枠加算の仕組みは税制抜本改革時まで継続(②③の加算額は1.1兆円)
- ※ 地域活性化・雇用等対策費の上乗せ分に対応した別枠加算0.2兆円は、法人税減税影響分等も勘案したものであり、3年間同額で継続

- 一般財源総額 59.5兆円(前年度比 +0.1兆円)

- ※ 一般財源総額(水準超経費除き) 58.8兆円(前年度比 +0.0兆円)
- ※ 中期財政フレームに基づき、22年度水準を下回らないよう確保
- ・ 地方税 33.4兆円(" +0.9兆円)
- ・ 地方譲与税・地方特例交付金 2.6兆円(" +0.3兆円)
- ・ 地方交付税 17.4兆円(" +0.5兆円)
- ・ 臨時財政対策債 6.2兆円(" △1.5兆円)

- 地方一般歳出 66.8兆円(前年度比 +0.5兆円)

- ※ 地域活性化・雇用等対策費を3年間継続(②③の計上額は1.2兆円)
- ※ 給与関係経費の減(△0.4兆円)等の歳出の見直しを行い、総額は対前年度0.5兆円の増

地方財政の健全化

- 一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債を大幅縮減(△1.5兆円)
- 交付税特会借入金を償還(②③~②⑤)1千億円、以後1千億円ずつ増額、③③以降は国の債務残高の縮減の取組と歩調を合わせて、30年間各年度1兆円を基本に償還)

特別交付税制度の見直し

- 地方交付税の算定方法の見直しの一環として、交付税総額における特別交付税の割合を6%から4%に引き下げ、普通交付税に移行(②③は5%)

地方財政計画歳入歳出一覧

(単位：億円、%)

区 分	平成23年度 (A)	平成22年度 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)
(歳 入)				
地 方 税	334,037	325,096	8,941	2.8
地 方 譲 与 税	21,749	19,171	2,578	13.4
地 方 特 例 交 付 金	3,877	3,832	45	1.2
地 方 交 付 税	173,734	168,935	4,799	2.8
国 庫 支 出 金	121,745	115,663	6,082	5.3
地 方 債	114,772	134,939	△ 20,167	△ 14.9
使 用 料 及 び 手 数 料	14,279	13,126	1,153	8.8
雑 収 入	40,861	40,506	355	0.9
計	825,054	821,268	3,786	0.5
一 般 財 源	594,990	594,103	887	0.1
(歳 出)				
給 与 関 係 経 費	212,694	216,864	△ 4,170	△ 1.9
退 職 手 当 以 外	190,961	194,064	△ 3,103	△ 1.6
退 職 手 当	21,733	22,800	△ 1,067	△ 4.7
一 般 行 政 経 費	308,226	294,331	13,895	4.7
補 助	157,481	144,313	13,168	9.1
単 独	138,601	138,285	316	0.2
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	12,144	11,733	411	3.5
地 方 再 生 対 策 費	3,000	4,000	△ 1,000	△ 25.0
地域活性化・雇用等対策費 ※1	12,000	9,850	2,150	21.8
公 債 費	132,423	134,025	△ 1,602	△ 1.2
維 持 補 修 費	9,612	9,663	△ 51	△ 0.5
投 資 的 経 費	113,032	119,074	△ 6,042	△ 5.1
直 轄 ・ 補 助	59,474	50,391	9,083	18.0
〔移替え影響額除き ※2〕	59,474	62,697	△ 3,223	△ 5.1
単 独	53,558	68,683	△ 15,125	△ 22.0
〔移替え影響額除き ※2〕	53,558	56,377	△ 2,819	△ 5.0
公 営 企 業 繰 出 金	26,867	26,961	△ 94	△ 0.3
企業債償還費普通会計負担分	17,118	17,454	△ 336	△ 1.9
そ の 他	9,749	9,507	242	2.5
不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	7,200	6,500	700	10.8
計	825,054	821,268	3,786	0.5
地 方 一 般 歳 出	668,313	663,289	5,024	0.8

※1 地域活性化・雇用等対策費の平成22年度の額は、平成22年度地方財政計画の歳出に計上された「地域活性化・雇用等臨時特例費」の額である。

※2 投資的経費の単独分へ計上していた社会資本整備総合交付金を活用した道路事業を、補助事業へ移し替えた影響を除いた場合

平成23年度地方財政計画の概要

総務省自治財政局
平成23年1月

地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

I 平成23年度の地方財政の姿

① 地方財政計画の規模	82兆5,054億円（前年度比+3,786億円、+0.5%）
（参考）水準超経費を除いた場合	81兆7,854億円（ " +3,086億円、+0.4%）
② 地方一般歳出	66兆8,313億円（ " +5,024億円、+0.8%）
（参考）地方一般歳出（給与関係経費除き）の総額	45兆5,619億円（ " +9,194億円、+2.1%）
③ 一般財源総額	59兆4,990億円（ " + 887億円、+0.1%）
（参考）一般財源（水準超経費除き）の総額	58兆7,790億円（ " +187億円、+0.0%）
※ 財政運営戦略に定める中期財政フレームに基づき、22年度水準を下回らないよう確保	
④ 地方交付税の総額	17兆3,734億円 （㉒16兆8,935億円、+4,799億円、+2.8%）
⑤ 地方税及び地方譲与税	35兆5,786億円 （㉒34兆4,267億円、+1兆1,519億円、+3.3%）
⑥ 臨時財政対策債	6兆1,593億円 （㉒ 7兆7,069億円、△1兆5,476億円、△20.1%）
⑦ 財源不足額	14兆2,452億円（㉒18兆2,168億円、△21.8%）
（参考）折半対象財源不足額	7兆6,308億円（㉒10兆7,760億円、△29.2%）

II 地方交付税の増額確保

- ・ 別枠加算（12,650億円）の維持や繰越金（10,126億円）の活用等により、地方交付税を0.5兆円増額
- ・ 地域活性化・雇用等対策費 12,000億円

- 「地域活性化・雇用等対策費」 12,000億円
 - ㉒地域活性化・雇用等臨時特例費9,850億円に、以下の事業等を勘案した2,150億円を上乗せ
 - ・ 子どもに対する現物給付（1,000億円）等の子育て施策
 - ・ 住民生活に光をそそぐ事業
 - ・ 地球温暖化対策暫定事業（100億円）
- 地域活性化・雇用等対策費の㉒及び㉓の規模については、㉓の12,000億円を一つの基準に毎年度決定
- 地方の財源不足の状況等を踏まえた別枠加算の仕組みは税制抜本改革時まで継続（㉓の加算額は10,500億円、㉒以降の加算額は財源不足の状況等を踏まえ決定）
- 地域活性化・雇用等対策費の上乗せ分に対応した別枠加算2,150億円は、法人税減税影響分も勘案したものであり、3年間同額で継続

地方交付税 17兆3,734億円（前年度比 +4,799億円、+2.8%）

- ① 地方交付税の法定率分等 10兆9,868億円
- ※ 国税5税分の法定率分 10兆6,101億円
 - ※ 国税決算精算分(⑱) △999億円
 - ※ 交付税特別会計借入金償還額 △1,000億円
 - ※ 交付税特別会計借入金支払利子 △4,361億円
 - ※ 平成22年度からの繰越金 1兆 126億円
- ② 一般会計における加算措置等 5兆1,216億円
- ※ 折半対象以外の財源不足における補填（既往法定分等） 1兆3,062億円
 - ※ 臨時財政対策特例加算 3兆8,154億円
- ③ 別枠による加算（財源不足の状況等を踏まえた加算及び特別枠の上乗せ分に対応した加算） 1兆2,650億円

【参考】地方交付税の推移（兆円）

	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓
地方交付税	18.1	16.9	16.9	15.9	15.2	15.4	15.8	16.9	17.4

Ⅲ 財源不足の補填

平成23年度における財源不足 14兆2,452億円（㉒18兆2,168億円）
 うち折半対象財源不足 7兆6,308億円（㉒10兆7,760億円）

- 中期財政フレームの対象期間である平成23年度から平成25年度までの間においては、国と地方の折半ルールを適用することとし、平成23年度においては、以下のとおり財源不足を補填

- 【折半対象以外の財源不足】 6兆6,144億円
- ① 財源対策債の発行 9,400億円
 - ② 地方交付税の増額による補填 2兆 712億円
 - ・ 一般会計における加算措置（既往法定分等） 8,062億円
 - ・ 別枠の加算（財源不足の状況等を踏まえた加算及び特別枠の上乗せ分に対応した加算） 1兆2,650億円
 - ③ 交付税特別会計の償還先送り 7,593億円
 - ※ 財政健全化の観点から、23年度に予定していた特別会計借入金の償還（8,593億円）のうち1,000億円を償還し、残額（7,593億円）を後年度に繰延べ
 - ④ 特別会計剰余金の活用 5,000億円
 - ⑤ 臨時財政対策債の発行（既往債の元利償還金分等） 2兆3,439億円
- 【折半対象財源不足】 7兆6,308億円
- ① 地方交付税の増額による補填（臨時財政対策特例加算） 3兆8,154億円
 - ② 臨時財政対策債の発行（臨時財政対策特例加算相当額） 3兆8,154億円

IV 地方財源の確保

一般財源総額 59兆4,990億円（前年度比+887億円、+0.1%）
一般財源（水準超経費除き）の総額 58兆7,790億円（ " +187億円、+0.0%）

- ・ 地方税 33兆4,037億円（前年度比 +8,941億円、+2.8%）
 - うち水準超経費相当額 7,200億円（ " +700億円、+10.8%）
- ・ 地方譲与税 2兆1,749億円（ " +2,578億円、+13.4%）
- ・ 地方交付税 17兆3,734億円（ " +4,799億円、+2.8%）
- ・ 地方特例交付金 3,877億円（ " +45億円、+1.2%）
- ・ 臨時財政対策債 6兆1,593億円（ " △1兆5,476億円、△20.1%）

地方債総額 5兆3,179億円（前年度比 △4,691億円、△8.1%）
（参考）臨時財政対策債含み 11兆4,772億円（前年度比 △2兆167億円、△14.9%）

- 【通常債】 4兆3,779億円（前年度比 △3,391億円、△7.2%）
- 【財源対策債】 9,400億円（ " △1,300億円、△12.1%）
- （参考）【臨時財政対策債】 6兆1,593億円（前年度比 △1兆5,476億円、△20.1%）

V 社会保障関係費の自然増等への対応

国と同様、地方の社会保障関係費も毎年度大幅な自然増となることに対応し、平成23年度は8,385億円の地方負担（補助・単独）を増額計上し、対応する財源を確保

- 地方負担 +8,385億円の内訳
 - ・ 一般行政経費補助 +4,891億円（生活保護、医療、介護、等）
 - ・ 一般行政経費単独（社会保障関係費） +2,094億円 1,226億円 1,118億円 1,051億円
 - ・ 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費等 +1,400億円
- 更に、特別枠（子どもに対する現物給付）を計上 +1,000億円

VI 地方財政の健全化

- ・ 一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債を大幅縮減（△1.5兆円）
 - ・ 交付税特会借入金を償還（㉓～㉕ 1千億円、以後1千億円ずつ増額、㉓以降は財政運営戦略に基づき、国の債務残高の縮減の取組と歩調を合わせて償還（30年間各年度1兆円を基本））
- ※ ㉓～㉕の償還は、交付税特会借入金利払費の縮減により確保された財源等を活用

Ⅶ 臨時財政対策債の配分方式の見直し等

財政力の弱い地方公共団体への配慮の観点から、臨時財政対策債について、各地方公共団体の発行可能額の算出方法を見直すとともに、前年度と同じ割合の公的資金を確保

- 財政力の弱い地方公共団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から、今後3年間で段階的に、不交付団体を含む全団体に配分する方式（各団体の人口を基礎として算出）を廃止し、平成22年度に一部導入された、不交付団体には配分しない方式（各団体の財源不足額を基礎として算出）に移行
- 一般市町村については原則として全額公的資金を配分するなど、地方公共団体の資金調達に配慮する方針

(参考) 【臨時財政対策債】	6兆1,593億円 (前年度比	△1兆5,476億円、△20.1%)
うち公的資金	2兆4,460億円 ("	△6,151億円、△20.1%)
・ 財政融資資金	1兆7,860億円 ("	△4,491億円、△20.1%)
・ 地方公共団体金融機構資金	6,600億円 ("	△1,660億円、△20.1%)

Ⅷ 子ども手当

- ・ 子ども手当の支給に係る費用負担は、平成22年度と同様に、子ども手当の一部として、児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分は、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が従来どおりのルールで費用負担
それ以外の部分は、3歳未満に対する上積み分を含め、全額国庫負担
- ・ 関係府省と地方公共団体の代表者による会議の場において、子ども手当及びそれに関連する現物サービスに係る国と地方の役割分担及び経費負担のあり方を含め、子ども・子育て新システムの検討との整合性を図りつつ、幅広く検討

- 平成23年度の子ども手当の支給額
3歳未満：月額20,000円 3歳以上から中学校修了前まで：月額13,000円
- 子ども手当分（上積み分を含む）は全額国庫負担、児童手当分は、国、地方、事業主が従来どおりのルールで負担
- 年少扶養控除の廃止等に伴う平成23年度の交付税（法定率分）の増額（2,113億円）については、交付税（法定率分）の増額に伴う財源不足額の縮減による交付税（臨時財政対策特例加算）の減額（▲1,057億円）、児童手当分（平成18、19年度増分）の特例交付金の減額（▲1,141億円）及び地方財政収支における調整（85億円）により対応
- 地方が地域の実情に応じた現物サービスを拡充できるよう、新たな交付金500億円(国1/2等、事業費約1,000億円)を創設するとともに、子どもに対する現物給付（1,000億円）を勘案して拡充した歳出特別枠を新たに設け、その拡充分の財源として、同額を地方交付税に別枠加算

Ⅸ 一括交付金（地域自主戦略交付金）

「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、地域の自由裁量を拡大するための「地域自主戦略交付金」を創設（5,120億円）

- 平成23年度は、第一段階として都道府県を対象に、投資補助金の一括交付金化を実施（市町村分は平成24年度から実施）
- 地方公共団体は、一括交付金化の対象となる事業の範囲で、各府省の枠にとらわれず、自由に事業を選択

Ⅹ 特別交付税制度の見直し等

地方交付税の算定方法の簡素化・透明化の取組の一環として、交付税総額における特別交付税の割合を6%から4%に引き下げ、普通交付税に移行させるとともに、事業費補正の更なる縮減を行う

- 特別交付税制度の見直し
 - ・ 特別交付税の割合の改正

交付税総額における特別交付税の割合を段階的に引き下げ、その部分を普通交付税に移行

平成23年度	6%	→	5%	交付税総額の1%分（1,737億円）を普通交付税に移行
平成24年度	5%	→	4%	

※ 普通交付税への移行に当たっては、個別団体の財政運営に支障が生じないよう十分留意しながら検討
 - ・ 特別交付税の額の決定・交付に関する特例の新設

大規模災害等の発生時において、その都度、特別交付税の額を決定・交付することができる特例を新設
- 事業費補正の廃止等

消防広域化事業（告示の期限（H24）後）、地下鉄事業（出資金・補助金）、防災対策事業（うち「特に推進すべき事業」）、地域活性化事業（うち「合併の円滑化」）に係る事業費補正の廃止等、更なる縮減を実施（廃止に当たっては、所要の経過措置）

主な地方財政指標

一般財源総額

59.5兆円（平^②＝59.4兆円、+0.1%）

（注）この場合の一般財源とは、地方税、地方交付税、臨時財政対策債、地方譲与税、地方特例交付金の計である

一般財源比率

64.6%（平^②＝63.0%）

（注）この場合の一般財源とは、地方税、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金の計である

地方債依存度

13.9%（平^②＝16.4%）

[臨時財政対策債を含む]

地方の借入金残高（平^③末見込み）

200.4兆円（平^②末見込み＝200.5兆円）

交付税特別会計借入金残高（平^③末見込み）

33.5兆円（平^②末見込み＝33.6兆円）

23年度の子ども手当について

◎平成23年度の子ども手当に関する措置

○ 児童一人あたり支給額

3歳未満:月額20,000円 3歳以上から中学校修了前まで:月額13,000円

○ 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みを存続し、児童手当分については、従来どおり、国、地方、事業主が費用負担。

それ以外の部分は、3歳未満に対する上積み分を含め、全額を国庫が負担し、子ども手当分に地方負担は入れない。

○ 年少扶養控除の廃止等に伴う平成23年度の交付税(法定率分)の増額(2,113億円)については、交付税(法定率分)の増額に伴う財源不足額の縮減による交付税(臨時財政対策特例加算)の減額(▲1,057億円)、児童手当分(平成18、19年度増分)の特例交付金の減額(▲1,141億円)及び地方財政収支における調整(85億円)により対応。

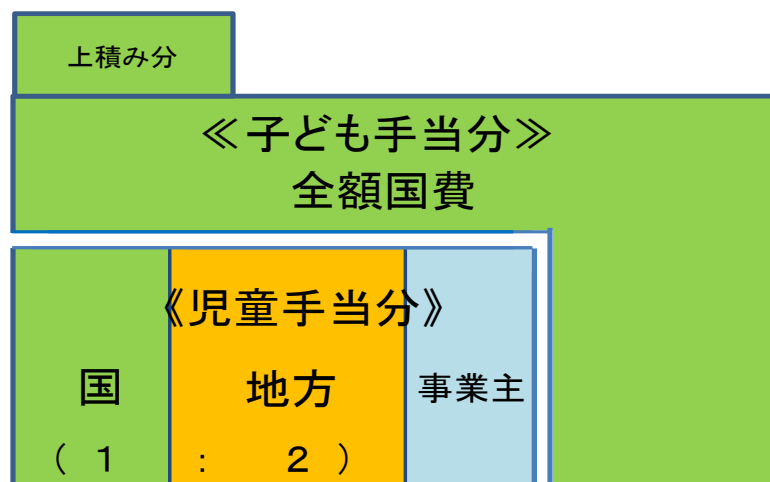
(注)所得制限超分、地方公務員の子ども手当分の特例交付金は、22年度と同様に存続

○ 地方が地域の実情に応じた現物サービスを拡充できるよう、新たな交付金500億円(国1/2等、事業費約1,000億円)を創設するとともに、子どもに対する現物給付(1,000億円)を勘案して拡充した歳出特別枠を新たに設け、その拡充分の財源として、同額を地方交付税に別枠加算。

○ 保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。学校給食費については本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとし、実効性が上がるような取組みを実施。

◎平成24年度以降に向けた検討

○ 今後の子ども手当の制度設計について、関係府省と地方公共団体の代表者による会議の場において、子ども手当及びそれに関連する現物サービスに係る国と地方の役割分担及び経費負担のあり方を含め、子ども・子育て新システムの検討との整合性を図りつつ、幅広く検討。

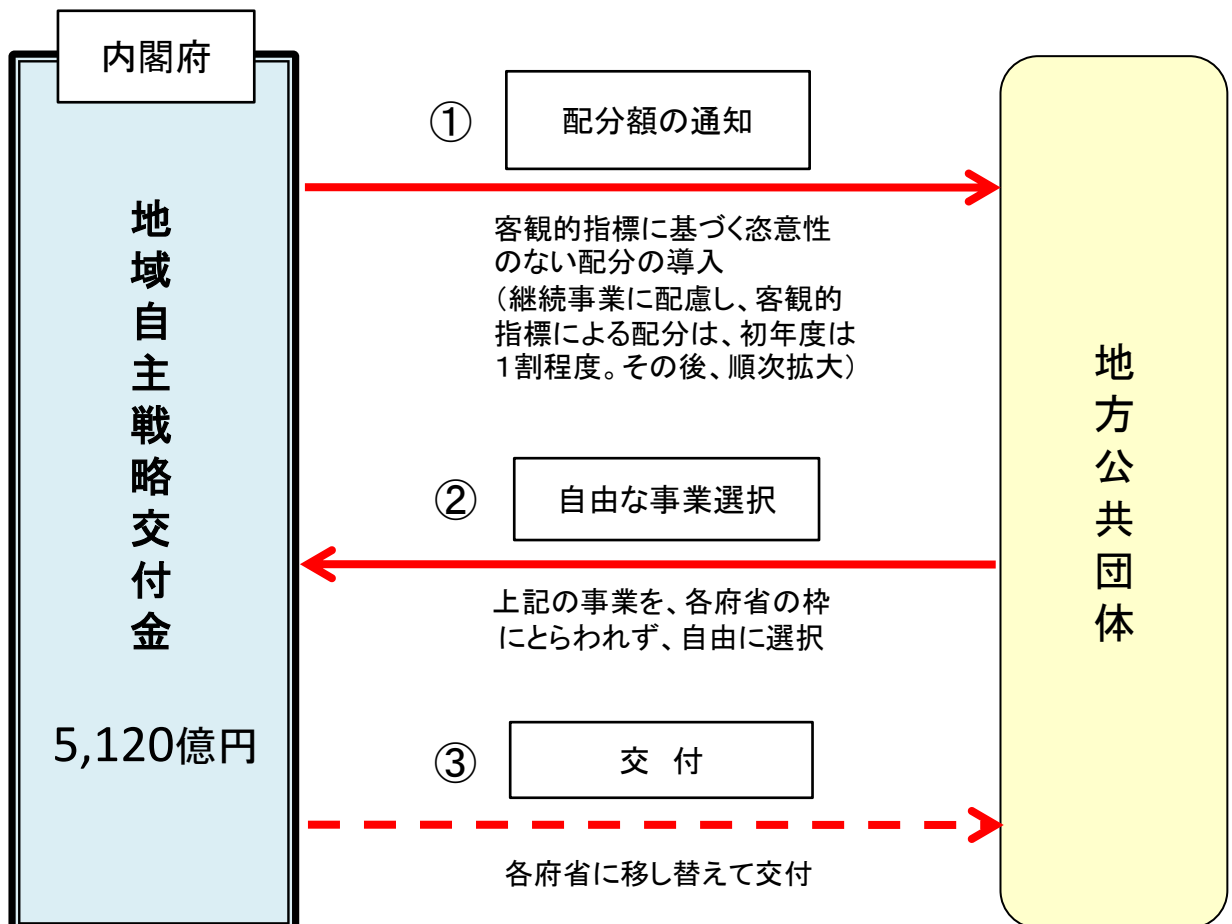


一括交付金（地域自主戦略交付金）について

- 「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、地域の自由裁量を拡大するための「地域自主戦略交付金」を創設。
- 平成23年度は、第一段階として都道府県分を対象に、投資補助金の一括交付金化を実施。（市町村分は、平成24年度から実施）

対象事業（都道府県分）

- | | |
|------------------|-----------------|
| ○社会資本整備総合交付金の一部 | ○学校施設環境改善交付金の一部 |
| ○農山漁村地域整備交付金の一部 | ○工業用水道事業費補助 |
| ○水道施設整備費補助 | ○自然環境整備交付金の一部 |
| ○交通安全施設整備費補助金の一部 | ○環境保全施設整備費補助金 |
| | ○消防防災施設整備費補助金 |



※うち 沖縄振興自主戦略交付金 321億円

特別交付税制度の見直し等について

地方交付税の算定方法の簡素化・透明化の取組の一環として、交付税総額における特別交付税の割合を6%から4%に引き下げ、普通交付税に移行させるとともに、事業費補正の更なる縮減を行う。

1. 特別交付税制度の見直し

(1) 特別交付税の割合の改正

交付税総額における特別交付税の割合を段階的に引き下げ、その部分を普通交付税に移行することとし、移行分については、「地域振興費（人口）」で算定を行う。

平成23年度 6% → 5% 1%分（1,737億円）を普通交付税に移行

平成24年度 5% → 4%

※ 平成23年度特別交付税は8,687億円（対前年度比△1,451億円、△14.3%の減）

※ 普通交付税への移行に当たっては、個別団体の財政運営に支障が生じないように十分留意しながら検討

(2) 特別交付税の額の決定・交付に関する特例の新設

地方団体の財政運営に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模災害等の発生時において、12月と3月の定例の決定・交付とは別に、その都度、特別交付税の額を決定・交付することができる特例を新設。

2. 事業費補正の廃止等

- | | |
|------------------|------------------|
| ① 消防広域化事業 | ・ 告示の期限（H24）後に廃止 |
| ② 地下鉄事業（出資金・補助金） | ・ 廃止 |
| ③ 防災対策事業 | ・ 「特に推進すべき事業」は廃止 |
| ④ 地域活性化事業 | ・ 「合併の円滑化」は廃止 |
| ⑤ 施設整備事業（一般財源化分） | ・ 交付税措置率の段階的な引下げ |

※ 廃止に当たっては、所要の経過措置を講ずる。

地球温暖化対策に係る臨時措置

地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取組が進められることが不可欠である。既に地方公共団体は地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施しているが、エネルギー起源CO₂排出抑制策、森林吸収源対策等の地球温暖化対策に資する諸施策を地域において更に総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みが必要である。

平成23年度税制改正において、「地球温暖化対策のための税」を導入することとされたが、地方公共団体については、平成23年度税制改正大綱において「地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成24年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進めます。」とされた。

そこで、具体的な地方財源の確保・充実の仕組みについて平成24年度実施に向けた成案が得られるまでの間の措置として、地方公共団体が積極的に取り組んでいる森林吸収源対策等を一層支援するため、従来の森林・林業振興対策に加え、「地球温暖化対策暫定事業費」を地方財政計画に臨時に特別枠として計上する。

平成23年度事業費 100億円

森林吸収源対策等の地球温暖化対策

○国産・地域産木材の利活用の促進

- ・公共施設等での活用
- ・民間利用の支援・促進
- ・木材・木質バイオマスの利用（ペレットストーブ等）

○再生可能エネルギー（太陽光、風力、小水力発電等）の導入促進 など

（参考）地球温暖化対策のための税（平成23年度税収見込み）357億円

地方交付税法等の一部を改正する法律案の概要 (平成23年度当初予算関連法案)

改正する法律: 地方交付税法、特別会計に関する法律、地方財政法、
地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律

I 平成23年度分の地方交付税の増額確保と算定内容の改正等

- 地域主権改革に沿った財源の充実を図るため、地方交付税総額を増額確保

平成23年度	平成22年度(当初)	増減額
17兆3,734億円	16兆8,935億円	+4,799億円

※ 財源不足額を国と地方が折半して補填するルールを平成25年度まで3年間延長
(併せて、臨時財政対策債の発行期間を平成25年度まで3年間延長)

- 普通交付税の算定内容の改正

- ・ 平成23年度の普通交付税の基礎となる単位費用の額を改正
- ・ 臨時財政対策債の発行可能額の算定方法を見直し

- 交付税特別会計借入金の償還

- ・ 借入金(H22末33.6兆円)について、H23~H25は1千億円ずつ償還、以後1千億円ずつ増額し、H33以降は、30年間各年度1兆円を基本に償還

- 地方特例交付金制度の見直し

- ・ 平成23年度における子ども手当の支給等に伴い、児童手当及び子ども手当特例交付金について所要の措置

II 特別交付税制度の見直し

- 地方交付税の算定方法の見直しの一環として、交付税総額における特別交付税の割合を6%から4%に引き下げ、普通交付税に移行(H23:5%、H24以降:4%)
- 大規模災害等の発生時における交付額の決定等の特例を新設

施行期日 平成23年4月1日

平成23年度地方交付税算定基礎

(単位:億円)

区分		平成23年度 当初予算額 A	平成22年度 当初予算額 B	増減額 (A-B) C	増減率 C/B
一般 会計	国税5税の法定率分等 ①	105,103	94,654	10,448	11.0%
	所得税×32%	43,168	40,365	2,803	6.9%
	酒税×32%	4,314	4,426	△ 112	△2.5%
	法人税×34%	26,493	20,240	6,253	30.9%
	消費税×29.5%	30,087	28,432	1,655	5.8%
	たばこ税×25%	2,040	2,068	△ 28	△1.3%
	(小計)	106,101	95,530	10,571	11.1%
	平成9、10、19年度精算分※	△ 999	△ 876	△ 123	14.1%
	(小計)	△ 999	△ 876	△ 123	14.1%
	一般会計からの加算分 ②	58,866	76,291	△ 17,425	△22.8%
	法定加算等	8,062	7,561	501	6.6%
別枠の加算	12,650	14,850	△ 2,200	△14.8%	
「地域活性化・雇用等臨時特例費」の創設 による別枠加算	0	9,850	△ 9,850	皆減	
H21年度別枠加算1兆円のうちH22年度に協議 することとされていた加算	0	5,000	△ 5,000	皆減	
地方の財源不足の状況等を踏まえた別枠 加算	10,500	0	10,500	皆増	
歳出特別枠の上乗せ分見合いの 別枠加算	2,150	0	2,150	皆増	
臨時財政対策加算	38,154	53,880	△ 15,726	△29.2%	
計(入口ベース) ①+②=③	163,969	170,945	△ 6,977	△4.1%	
特別 会計	返還金 ④	0	2	△ 2	△99.9%
	特別会計借入金償還額 ⑤	△ 1,000	0	△ 1,000	皆増
	特別会計借入金利子 ⑥	△ 4,361	△ 5,712	1,351	△23.7%
	剰余金の活用 ⑦	5,000	3,700	1,300	35.1%
	前年度からの繰越 ⑧	10,126	0	10,126	皆増
計 ④+⑤+⑥+⑦+⑧=⑨	9,765	△ 2,010	11,775	△585.8%	
地方交付税総額(出口ベース) ③+⑨ ⑩	173,734	168,935	4,799	2.8%	
うち普通交付税〔H23:95%、H22:94%〕	165,047	158,797	6,250	3.9%	
うち特別交付税〔H23:5%、H22:6%〕	8,687	10,138	△ 1,451	△14.3%	

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合がある。

※ 平成22年度は平成9、10年度精算分、平成23年度は平成19年度精算分である。

「地域活性化・雇用等対策費」(H23地方財政計画:1.2兆円)に 対応した普通交付税の充実

1. 「雇用対策・地域資源活用推進費」(4,500億円程度)(H22当初:同額) (道府県2,250億円程度、市町村2,250億円程度)

地域の雇用情勢等に応じて、雇用機会の創出や、地域の資源を活用した経済の活性化等を図るとともに、高齢者の生活支援など、住民のニーズに適切に対応した行政サービスを展開できるよう、臨時費目により対応。

2. 単位費用への算入(7,500億円程度)(H22当初:5,350億円程度) (道府県3,150億円程度、市町村4,350億円程度)

(1) 子育て支援サービス充実推進事業(1,000億円程度)(H23新規) (道府県200億円程度、市町村800億円程度)

地域の実情に応じた多様な保育サービスの提供や、NPO等による保育サービスの支援など、直接的なサービスに係る取組のほか、子育て人材の養成、企業等と連携した先進的な取組など、様々な子育て支援施策を展開できるよう、所要経費を算入。(社会福祉費)

(2) 住民生活に光をそそぐ事業(300億円程度)(H23新規) (道府県50億円程度、市町村250億円程度)

消費者行政、DV対策・自殺予防、知の地域づくりなど、「住民生活に光をそそぐ交付金」に呼応した取組や、その趣旨を踏まえた単独事業を継続的に展開できるよう、所要経費を算入。(社会福祉費等)

(3) 地球温暖化対策暫定事業(100億円程度)(H23新規) (道府県50億円程度、市町村50億円程度)

地球温暖化対策に係る地方財源の確保・充実の仕組みについて24年度実施に向けた成案が得られるまでの間の措置として、国産・地域産木材の利活用、再生可能エネルギーの導入など、森林吸収源対策等を一層推進できるよう、所要経費を算入。(林野行政費)

(4) 各種活性化推進事業(6,100億円程度)(H22当初:5,350億円程度) (道府県2,850億円程度、市町村3,250億円程度)

安心して暮らせる地域づくりや、疲弊した地域の活性化など、地方公共団体が住民のニーズに適切に対応した行政サービスを提供できるよう、22年度に引き続き、関係費目に所要経費を算入。

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（公害財特法）の一部を改正する法律案の概要（日切れ法案）

公害財特法については、平成22年度末で失効するが、地方公共団体の延長要望が強いこと等から、法律の適用期限を10年間延長する等の改正を行う。

1. 公害財特法の概要

環境基本法に基づき環境大臣が同意した「公害防止計画」（全国30地域・24都府県において策定）に定められた公害防止対策事業に対し、財政上の特別措置を講ずるもの。

○対象事業

- ・ 下水道の設置
- ・ 廃棄物処理施設の設置（平成18年度以降、新規事業は対象外）
- ・ 河川・港湾等のしゅんせつ等
- ・ 農用地改良 等

○財政上の特別措置

- ・ 国庫補助率の嵩上げ
- ・ 起債の特例
- ・ 地方交付税措置（公害防止対策事業債の元利償還金の50%が対象）

○延長経緯

- ・ 制定 昭和46年5月施行（以後、3回延長）
- ・ 現行法 平成13年3月施行（適用期限：平成23年3月末）

2. 改正の内容

○公害財特法の期限は平成23年3月31日とされているが、財政特例の前提となる公害防止計画が存続すること、今後の事業見込みが相当程度あり、地方公共団体や関係各省庁からの延長要望が強いことから、同法の適用期限を10年延長する。

○廃棄物処理施設、緩衝緑地の設置事業等については、公害防止計画上の課題との関連性が希薄であること等から、本法律の適用対象から除く。

3. 施行期日

平成23年4月1日

（法の適用期限の延長に係る改正規定は、公布の日から施行）

地方税法等の一部を改正する法律案の概要

1 個人住民税の諸控除

- 合計所得金額 400 万円超の納税義務者の成年扶養親族(23 歳以上 70 歳未満)に係る扶養控除 (33 万円) について、負担調整措置を講じた上で廃止。
ただし、障害者、要介護認定者その他心身の状態等により就労が困難な扶養親族、65 歳以上の高齢者、学生については引き続き控除対象。
(注) 上記の改正は、平成 25 年度分以後の個人住民税について適用する。
- 退職所得に係る個人住民税の 10%税額控除を廃止。
(注) 上記の改正は、平成 24 年 1 月 1 日以後に支払われるべき退職手当等から適用する。

2 金融証券税制

- 上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率 (3%) の適用期限を 2 年延長 (平成24年1月1日～平成25年12月31日)。

3 市民公益税制

- 認定 N P O 法人以外の N P O 法人への寄附金であっても、地方団体が条例において個別に指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができることとする。
- 個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を 5 千円から 2 千円に引下げ。
(注) 以上の改正は、平成 24 年度分以後の個人住民税について適用する。
(平成 23 年中の寄附金から対象)

4 納税環境整備

- 国税の見直しと併せて、納税者が「更正の請求」を行うことができる期間(現行1年)を5年に延長。
(注) 上記の改正は、平成23年4月1日以後に法定納期限が到来する地方税について適用する。
- 平成22年度改正における国税の見直し内容等を踏まえ、罰則を見直し。
(注) 上記の改正は、平成23年6月1日以後にした違反行為について適用する。

5 税負担軽減措置等の見直し

- 税負担軽減措置等について、固定資産税、不動産取得税等を中心に見直し。
(全体241項目のうち、廃止49項目、縮減15項目。)

6 その他

- 法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大に伴う都道府県と市町村の増減収を調整するため、道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲。

		(現行)		(改正案)	
道府県たばこ税	1,000本につき	1,504円	→	860円	(▲644円)
市町村たばこ税	1,000本につき	4,618円	→	5,262円	(+644円)

(注) 上記の改正は、平成24年4月1日から適用する。

- 航空機燃料税の税率の引下げに伴い地方に減収が生じないように、航空機燃料譲与税の譲与割合を、平成23年度から平成25年度までの間、9分の2(現行:13分の2)とする。

施行期日 平成23年4月1日